厚木事業所	神奈川県厚木市旭町五丁目四十一番二十一号	十七条第二項第四項までに規定する特定施設の保安検査を行うとしての指定	千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県	
土浦事業所	茨城県土浦市真鍋六丁目十五番七号	一般高圧ガス保安規則第八条第四項において準用する同令第九条第二項から第四項までに規定する特定施設（空気、窒素、酸素、二酸化炭素、アルゴン、ヘリウム、アンモニア、アセンチレン、亜酸化窒素、クロルメチル、塩素メチル、水素、エチレン、ブロピレン、メチルアミン、液化天然ガス及び圧縮天然ガスの施設に係る保安検査を行うとしての指定に限る。）		
仙台事業所	宮城県仙台市太白区鹿野三丁目十三番一号			

○**東北地方整備局告示第百五十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮古市田老字小林一番一から同市田老字館が森一二二番二まで	前	一〇・六メートル	四キロメートル
	後	一五・五メートル	四・三五三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○**東北地方整備局告示第百五十三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　路線名　四十五号

(二)　区間　宮古市田老字小林一番一から同市田老字館が森一二二番二まで

(三)　供用開始の区間　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

(四)　供用開始の期日　平成二十六年十一月十四日

○**東北地方整備局告示第百五十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　路線名　四十五号

(二)　区間　宮古市田老字小林一番一から同市田老字館が森一二二番二まで

(三)　供用開始の区間　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

(四)　供用開始の期日　平成二十六年十一月十四日

○**東北地方整備局告示第百五十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高岡市六家字芋田九六三番一から同市六家字若ノ宮一〇七三番二まで	前	三三・四メートル	四キロメートル
	後	三〇・〇メートル	四・六二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○**北陸地方整備局告示第九十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　路線名　八号

(二)　区間　高岡市六家字芋田九六三番一から同市六家字若ノ宮一〇七三番二まで

(三)　供用開始の区間　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

(四)　供用開始の期日　平成二十六年十一月十四日

○**北陸地方整備局告示第九十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高岡市六家二〇番から同市六家字芋田九三七番四まで	前	〇・〇メートル	〇・〇五五キロメートル
	後	九・一メートル	〇・〇五五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所